



令和4年度保育所入所について(R4年5月～R5年3月入所) (子ども・子育て支援法第19条2号認定／3号認定)

◆ この案内は港南区にお住まいの方が保育所等の入所を希望する場合、または市外にお住まいの方が港南区の保育所等の入所を希望する場合の保育所等利用申請の案内（港南区版）です。申請の際には、**令和4年度横浜市保育所等利用案内（以下、「利用案内」）で、利用できる条件、必要な書類等を必ずご確認ください。**

1. 申請方法

◆ 保育所等の利用を希望する方は、必要書類をそろえて（利用案内P16～19）、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請してください。

◆ 利用を希望する月により申請期間が異なります。年度途中（R4年5月～R5年3月）に入所を希望する場合は、利用を希望する前月の10日頃が申請書提出の締め切りです。（但し、10日が土日祝日の場合は締め切りが前倒しとなります。詳細は利用案内P11をご確認ください。）

◆ 郵送の場合は締切日必着で下記送付先へご提出ください。

【送付先】

〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号 港南区役所こども家庭支援課
保育担当 宛



2. 申請内容の変更

◆ 申請は年度内（R5年3月入所）まで有効です。利用申請を取り下げされる場合は、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を必ずご提出ください。

◆ 申請後に家庭の状況や保育を必要とする状況、利用希望保育所等、申請内容に変更があった場合は手続きが必要です。

（手続き例）

- ・希望園や希望園順の変更→「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出
- ・就労状況、就労先に変更がある場合→「就労（予定）証明書」を提出（就労先の変更については合わせて認定変更申請書を提出）
- ・横浜保育室や認可外保育室等の利用を開始した場合→「在園証明書」を提出

3. 申請時の注意点

◆ できるだけ多くの通える施設を希望してください。

- ・できるだけ多くの通える施設を記入していただくことが、入所の可能性を上げるためには重要です。
- ・希望施設数は、いくつ記入しても構いません。記入欄が足りない場合は、別紙（様式は任意）を使用してください。他区の園も記入することができます。
- ・2歳児クラスまでの園（小規模保育事業等）も選択肢に入れると、入所できる可能性が広がります。

◆ 希望施設は、行きたい順に書いてください。

- ・入りやすそうな施設を上位の順位にする必要はありません。（調整の際、希望順位はランク判定等に影響しません。）
- ・受入可能数に空きがなくても申請できます。転園等で空きが出た場合に入所できる場合があります。

◆ いまいちど地図をよく見て、通うことができる保育園をご検討ください。

- ・例1) お住まいが上大岡 → 港南中央駅周辺は？ 南区や磯子区は？
- ・例2) お住まいが日野 → 港南中央駅周辺は？
- ・例3) お住まいが芹が谷 → 東戸塚駅周辺は？ 南区は？



◆ 利用を希望する施設の見学、場所等の確認をしてください。

- ・見学希望の方は、施設に直接お問い合わせください。

◆ 特別な支援を必要とするお子さんについて、利用を希望する保育所等に事前にご相談ください。

- ・障害や重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、利用を希望する保育所等に事前にご相談ください。見学希望の方は、施設に直接お問い合わせください。

◆ 就労（予定）証明書は、提出前にご自分でよくご確認ください。

就労先での証明内容について、下記注意点等について、ご確認ください。

- ・就労実績数には、有給の休暇も含めます。
- ・育児短時間勤務を取得中の場合は、⑦取得前の労働契約上の就労時間と、⑩取得中の時間との2つを記載してください。利用調整は、⑦労働契約上の就労時間で判定します。
- ・つわりなど体調不良で就労日数が足りない場合は、その旨を就労証明書の⑫の欄に記入し、⑧に記入した実績より前の6か月の実績も記入してください。
- ・育児休業中に申請をする場合は、就労（予定）証明書の「⑪育児休業」の育児休業の短縮欄の可に✓が必須です。不可に✓がある場合、就労ランクでの審査ができません。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連して就労実績が減少している場合は、⑫に減少している理由と減少し

ている月を記入してください。また、減少している月数分の就労実績を就労実績が減少する前に遡って記入してください。

- ・提出いただいた書類は返却できません。提出前にご自身でコピーを取っておくことをお勧めします。

◆ 育児休業の延長については、育児休業給付金のことも含め、職場に早めにご確認ください。

- ・育児休業給付金の延長のために、保育所の保留通知（誕生日前）が必要になる場合があります。
- ・保留通知をご希望の場合は、申請書B票の最下部「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」にチェックを入れてください。優先順位が下がります。ただし、入所保留を100%保証するものではありません。入所を待っている方が他にいなければ利用決定となります。この場合、入所を辞退することはできますが保留通知は発行できません。

◆ 0歳児クラスのお申し込みについて

- ・0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もあります。希望施設は、お子さんの月齢に応じた施設をご記入ください。
- ・詳細は令和4年度港南区区内保育所等一覧の各施設の保育年齢をご確認ください。
- ・クラス年齢の詳細は、利用案内P1をご確認ください。

◆ きょうだいのお申し込みについて

- ・申込書はそれぞれのお子さんの分を記入してください。就労（予定）証明書については、きょうだいの中で一番クラス年齢の低いお子さんに原本をつけ、それ以外のお子さんにはコピーをご提出いただいても差支えありません。

◆ 本人及びきょうだいで過去に保育所等利用申請をされ、給付認定をお持ちの場合

- ・すでに本人及びきょうだいが保育所等利用申請等をされ、子ども・子育て支援法における子どものための教育・保育給付認定を受けている場合は、給付認定保護者になる保護者は、すでに認定を受けている保護者をご記入ください。
- ・給付認定保護者を変更する場合は、別途手続きが必要となります。
- ・給付認定保護者の詳細は、利用案内P7をご確認ください。

◆ 港南区在住で市外の保育所等を希望する場合

- ・あらかじめ希望する保育所等のある市区町村に「締切日」「提出書類（市区町村で独自に定めている提出物もあります。）」「その他注意すべき点（課税証明書が必要か。転居予定なら、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など）が必要か）」等を確認してください。
- ・希望する保育所等のある市区町村の締切日の10日前までに、港南区役所こども家庭支援課の窓口で申請してください。不備書類等があった場合に、締切日までに提出が必要な場合があります。確認に期間を要するため、申請書類は余裕を持ってご提出ください。

◆ 市外在住で港南区の保育所等を希望する場合

- ・提出方法等については、お住まいの市区町村の担当課へご確認ください。
- ・横浜市の締切日までに十分余裕をもって、ご提出ください。不備書類等があった場合にも、お住まいの市区町村をとおして、横浜市の締切日までに提出が必要です。確認に期間を要するため、申請書類は余裕を持ってご提出ください。
- ・可能な限り横浜市の所定の申請書をご利用いただくとともに、課税証明書をご用意ください（利用案内P18参照）。横浜市内に転居予定であれば、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など）もご用意ください。

認定こども園について

◆ 入園料等について

- ・認定こども園は、すべての認定区分（1号、2号、3号）において、利用料（保育料）とは別に、入園料などの特定負担額を各園で設定する場合があります。
- ・3歳未満で入園の場合、入園後認定区分が3号から2号になる際にも、特定負担額等を各園で設定する場合があります。
- ・利用を希望する際は、園にあらかじめ十分にご確認の上、お申し込みください。



利用申請に関してよくある質問（Q&A）〔港南区版〕

※令和4年度横浜市保育所等利用案内のQ&Aとあわせてご覧ください。

◆ Q1. 結果が保留になったら、どうしたらいいですか？

- A. 認可外保育施設や幼稚園預かり保育などをご利用ください。これらは、各施設に直接申し込みをします。また、区役所には、専門相談員「保育・教育コンシェルジュ」がおり、保留となりましたご家庭にお手紙やお電話でご連絡させていただき、それぞれのご家庭にあった保育サービスをご案内します。
お困りのときは保育・教育コンシェルジュにご相談ください。

- 保育所等の空き状況、横浜保育室、幼稚園などの情報が欲しい
- 保育所等に入れず困っています
- 保育所等の生活はどういう感じ？

こんなときは区役所の「保育・教育コンシェルジュ」にご相談下さい！
ご相談の場合は、事前にお電話で来庁の日時をご予約ください。

TEL：045-847-8318（相談時間：9：00～16：00）



◆ **Q 2. 横浜保育室や認可外保育施設等に入所していると、認可保育所へ入りにくいですか？**

A. いいえ、違います。上記のような保育施設に入所している場合、利用調整の調整指数が上がるので、認可保育所に入りやすくなることもあります。ただし、基準日に在籍していることなど、注意すべき点があります。詳しくは、利用案内でご確認ください。

※一時保育の利用などは対象外

- ・横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業、認可乳児保育所等の利用者 指数：+1
- ・※卒園児の場合は、ランク：1ランクアップ、指数：+5
- ・認可外保育施設（有償）の利用者 指数：+3

◆ **Q 3. 仕事をしていない（求職中の）場合、認可保育所へ入れないですか？**

A. 求職中でも申込みはできます。ただし、利用調整の優先順位ランクが低いいため、入所できない可能性が高くなります。認可外保育施設への入所や一時保育などの活用もご検討ください。

◆ **Q 4. 港南区以外の保育施設・事業も申し込めますか？**

A. 申し込みできます。園の詳細については、恐れ入りますが、所在する区役所もしくは直接、各保育施設・事業にお問い合わせください。

◆ **Q 5. 引越し予定の場合はどこの区役所に申し込んだらよいですか？**

A. 申込時点での居住区に申し込んでください。

なお、お引越しのご予定がある方は、申請書[A]の住所欄の余白に、①引越予定時期と、②引越先住所も併せてご記入ください。

お引越し手続き（住民異動届出）時には、居住区のこども家庭支援課 保育担当に認定変更申請書をご提出ください。

保育所入所申請等についてのHPは下記のとおりです。

保育・教育認定課HP「令和4年度に保育所等の利用を希望する方へ」

（検索の場合は、「横浜市 保育所入所」で検索。）

令和4年度 横浜市保育所等利用案内や申請に必要な書類のダウンロードはこちら。



港南区HP「港南区 保育サービスの紹介・保育所等の利用申請」

（検索の場合は、「港南区 保育所入所」で検索。）

港南区の保育サービスの紹介、保育所等受入可能数、保育・教育コンシェルジュへのご相談等について、ご案内しています。



問合せ

港南区役所こども家庭支援課

TEL：045-847-8498

FAX：045-842-0813

港南区内の施設における令和4年4月からの主な変更点

◆ 公立園から民間へ移管する園

名称	野庭保育園（旧名称：横浜市野庭保育園）
住所	港南区野庭町635
最寄り駅	バス みやのくぼ 徒歩5分
保育年齢	6か月～
平日開所時間	7:00～20:00
土曜日開所時間	7:00～18:30
問い合わせ	045-844-9419

◆ 横浜保育室から認可保育所へ移行する園

名称	港南台保育センター
住所	港南区港南台3-23-8（新園舎）
最寄り駅	港南台駅 徒歩8分 又は バス 港南台入口 徒歩1分
保育年齢	生後57日～
平日開所時間	7:00～19:30
土曜日開所時間	7:30～18:30
電話番号	045-832-9190

港南区内の市立保育所の今後の民間移管予定

- ◆ 横浜市上大岡東保育園…令和6年度に民間移管予定です。

その他注意事項

- ◆ つばさ保育園本園（2歳～5歳）

土曜保育については、分園での実施となります。

- ◆ Poco a Poco 保育園

土曜保育については、COSMOS保育園での実施となります。

- ◆ キッズアミ

土曜保育については、認定こども園ムロノキッズ室の木幼稚園・プリスクール室の木での実施となります。

- ◆ ちゅーりっぷキッズ、ちゅーりっぷハウス

土曜保育については、上大岡ちゅーりっぷ保育園（企業主導型保育施設）での実施となります。

